

も、中川委員にとっても感慨深い瞬間ではなかつたか、二月十六日の発効の日もそいついた瞬間ではなかつたかと考へるところでござります。そこで、御質問の点でございます。どのような点が改善されたのかといふことでございますが、端的に三点御説明させていただきたいと思います。

まず、京都議定書目標達成計画におきまして、第一に、これまでの実績、そして将来の見通しなどを基にいたしまして、ガスごと、分野ごとの目標を見直しをいたしました。これによりまして、温室効果ガスの〇・五%の削減の実現の可能性を高めたところでございます。

第二に、将来の変化に対応いたしまして的確に計画を評価、見直しなどを行うということができるよう、それぞれの対策ごとに対策評価指標を設定いたしました。そしてまた、排出削減の見込み量の根拠となるデータについても、これは初めて公表をさせていただきまして、いわゆるP- DCAサイクルの強化を図ることといたしました点これが第一点でございます。

どの間での連携をすることによって温室効果ガスの削減する対策を進めることで、それぞれの対策ごとに、製造事業者、販売事業者、運送事業者、そして一人一人の消費者など、それぞれ主体別の対策を明記をし、だれが何をすべきかということを明確にしたところをございます。こういった三点を挙げさせていただきましたが、計画は大綱と比べまして、目標の実現の可能性、対策内容の充実度、そして透明性、そして評価、見直しのプロセスの進行管理を容易ににする、こういった面での改善を図つたと、このように考えていくところでございます。

○中川雅治君 今回の計画は大綱に比べて改善された点が多いということですが、温室効果ガス別の目標値について見ますと、大綱と比べてこの数値を変えているものが目立つわけでございます。特に、エネルギー起源CO₂につきま

す。そ
う（ま
すと、二
〇〇二年
度の非
出走実績
を見ま
さいます。
では一九九〇年
レベルと比べて
プラス〇・六%上
回ると、こうい
うレベルに設定して
いるわけでござ
ります。これは前回の大綱では、国民各層
の取組や革新的技術による削減分を含めるとマイ
ナス二%のレベルを目標としていたというわけでござ
りますので、それと比べますと大きく目標値
を上方に修正したということを意味するわけですが、
ざいますが、なぜこのように目標値を変更するこ
とにしたのか、伺いたいと思います。マスコミ等
では目標値を緩めることにしたことに対しても批判的
もあるようですが、ですからこの際、政
府としての考え方を明らかにしておく必要がある
のではないかと思いますので、お聞きいたします。
○大臣政務官（能勢和子君）　御案内のとおり、目
標達成計画の策定に当たりましては、議定書の第一
約束期間、この期間の、あと三年でありますけ
れども、この時期におきまして、大綱に挙げてお
ります、すなわち京都議定書の六%削減約束の確
実な達成をまず第一主眼に置いたところであります。

二〇〇〇年月の折合率を見ると、
すると、エネルギー起源の二酸化炭素は一九九〇年
度に比べまして一〇・二%増加しておりますけれど
ども、御案内のとおり、その他の温室効果ガスは

あらゆる各種対策の効果によりましてすべて減少している状況であります。そうしますと、これらを踏まえまして、二酸化炭素以外の温室効果ガス

については目標を更に高く定めて、そして他方、増加しております二酸化炭素につきましては実現可能な数値と、そういうことでありますて、実現可能のペースを、そこで、やはり、日当

可前のレベルを下にしたといふんじゃなくて、相当な努力が必要ですが、その目標値といたしまして〇・六%と設定したものでござります。

二年度に比べても産業部門で三千三百万トンありますし、それから業務その他の部門でも三千二百万トン、家庭部門でも一千九百万トン、合計で約一億トンですね、その削減をする必要がありますから、先ほど議員が御指摘されたように、

その数値下げた、プラス〇・六と言つている数字が決して甘いものではなくて、相当の努力をしなければこの一億トンの削減はできない、できないんじやなくてこれからも真剣に取り組むわけあります。

そういう意味で、政府といたしましても、このような見直しを行うことによって六%削減のいわゆる実現性が高まつたというふうに考えておりま

して、決してマスクが言つておりますように、温
暖化対策の後退というふうに考えておりませんことを、是非マスコミの皆さんからも国民に伝えて

ほしいというふうに思うわけであります。
今後とも、プラン・ドゥー・チエック・アクション
ションというPDCAのサイクルによりまして不

断の点検を行ひながらこの目標達成に向けて全力で取り組んでいく決意でございまので、議員におかれましても、そういうことについては決して

政府が緩めたのではないと、この終束期限の一箇
トーンの削減について全力で取り組んでいくという
姿勢を是非議員の皆様にも御案内申し上げ、PR

していただきたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

現在のところの生産量の増加を業界業界、家庭、運輸などのいわゆる部門別に見てみると、産業については、これは工場が中心になるわけですが、それとも、大本営はいなし減少の大きさである。

わ
けでござ
ります。こ
れに対
して、オ
フィスなど
の業務
あるいは
家庭部
門が伸び
てゐる
なぜ、工
場等の分
野で排出
量が横ば
いを

いし減少しているのに、業務とか家庭の部門では相当な伸びを示しているのか、やはり環境省としてその要因をしつかりと分析をして、的確な対策をして

を取る必要があると思います。

○政府参考人(小島敏郎君) まず産業の方でござりますけれども、我が国の産業、これまでこの十

シフトをしている。いわゆる領域でいいますと、製造業からソフトな流通業とかそういうような方向へシフトをしている。それから製造業の中も、重厚長大と言われる産業から高付加価値の製品を重視する、そういう業態に変化をしています。そういうことがありまして、工場を中心とした産業部門の排出は横ばいなし減少傾向と。もちろん工場の努力もござりますけれども、大きなトレンドとしてはそういうトレンドにあると思います。そういうことで、いわゆる工場部門が横ばい、減少ということに対しまして、流通業等を含めるオフィス等を中心とする業務その他部門からの排出量が伸びるという傾向にございます。ちなみに、業務床面積ということでオフィス等を見るわけでございますけれども、これは、一九九〇年から三四%強床面積が増加をしているという状況にございます。

また、家庭部門でございますけれども、これは、業務その他部門におきますベースとしては世帯数というのが一番大きいわけでありまして、例えば、最近聞きますような熟年離婚なんかしますと二つのセットになるわけですから、家庭電化製品からおふろからみんなワンセット増えると、二つに増えるというようなことで世帯数が増えてしまいます。九〇年から見ますと、人口は三・二%ですけれども、世帯数は一九・一%というふうに、世帯数の伸びが非常に著しいということで家電あるいは浴湯というようなものも増えると、こういうのが社会的な増加要因ということでございます。

したがいまして、そういうベースとしての増加要因というものを織り込んで、それを打ち消すような異なる省エネの対策でありますとか、様々な対策をしていくということになると思つております。

○中川雅治君 業務部門、家庭部門につきましても大綱と比べて目標値を変更したということありますか、どのような値にしたのか、伺います。

産業部門に厳しく家庭部門に緩い計画といつます。

うな報道もあるいはあったわけでございますが、この目標値は現状の排出量から見てどれだけの削減を求めるものになっているのでしょうか、お伺

○政府参考人（小島敏郎君） 今回の計画におきまして、全体の構造は、（略）

して全体の構造はガスでマイナス〇・五%森林吸収源でマイナス三・九%，京都メカニズムその余の一・六%と、こういう基本構造は変わつておりませんが、ガスの中ではエネルギー起源のCO₂をプラス〇・六%としております。

基準年絶算出量で全体を分母を同じにして述べますと、産業部門はマイナス三・三%、家庭部門がプラス〇・六%、業務その他部門はプラス一・七%、運輸部門がプラス二・七%と、電力・ガスで使いますエネルギー転換部門というのがマイナス一・一%と、こういう数値になつております。現状、二〇〇二年との比較、先ほど申し上げましたけれども、業務その他部門三千九百万トン、家庭部門でも二千九百万トン、産業部門でも三千三百万トンとすることで、おおむねそれぞれの分野で二〇〇〇年比三千万トンずつと言うと申し訳ないですが、同じぐらいの削減の努力を今後求めていくということで、産業部門に比べて家庭部門や業務部門が緩くなつて来になつたということはございませんで、その達成をベーシックなものが増えていく中で実現をしていくことになつております。

○中川雅治君 例えば家庭で見ますと、二〇〇一年では一九九〇年に比べて既に二八%も伸びているわけでございます。目標を一九九〇年に比べてプラス六%の水準に設定するというふうに計画ではなっているわけでございますが、この点について一部のNGOの方などは非常に緩めたと、家庭部門に甘いんじゃないかというような批判をしているわけですから、現実的なものにしたといふことで、それは意味があるというふうに私も思っています。

しかし、それでもこの二八%伸びているわけでですから、それを六%に落とすということは二二%

削減しなければならない。しかも、一九九〇年に比べて今二八%伸びているわけですから、その伸びたところを一〇〇にしてそれで計算をしていきましょう、つまり二〇〇二年二月三十日で十億

ますと、つまり一〇〇一年を一〇〇として計算をすると、一七%の削減をしなきやならないと、こういふ計算になります。そこで、三は二つの方

いう計算になるわけですね。既に今年は二〇〇五年であります。目標達成期間の中間年は二〇〇六年ということで、あと五年を残すのみなんですね。ということは、一七%削減しなきやいけないんですね。ですが、それを五年間で割つていきますと、毎年三

ないし四%削減していくかなければならない。こういう大変な計算になるわけでございます。今もうずっと伸びていて、今まで家庭部門は下がったことがないわけですから、そういう状況から今度は毎年三、四%減らしていかなければなりません。

で、人口は、二〇〇六年をピークに、それ以後はずっと減少していくというふうに推定されていますけれども、世帯数は、先ほど小島局長答弁されましたように増えている。二〇一五年ぐらいまでは伸び続けるというような推定もあるわけですが、世帯数は、先ほど小島局長答弁されましたように増えている。二〇一五年ぐらいまでは伸び続けるというような推定もあるわけですが、世帯数は、先ほど小島局長

思います。このためには、国民運動のように意識に訴える対策に加えて、より確実な対策が必要でないかと、うふうに思います。

その点で、そうした観点からお聞きいたしますが、第一点目は、家庭の排出量と、CO₂排出量

といいましても、その六割は電力起源のCO₂が占めているわけでありますので、まずは何といつても電力供給者側の対策が結局結果として家庭への対策に大幅に利くわけですから、電力の原単位を削減するためにどのような対策を考えているのかということが第一点。

それから第二点目は、やはり世帯数が伸びるというわけですけれども、新たに世帯を持つときには新しい家電製品を買うことも多いわけですし、家を新築するというようなこともありますので、省エネ家電やエネルギー効率の良い製品を普及していくということや住宅の省エネ性能を向

上させていくことがやつぱり一番重要なことではないかと思います。

○政府参考人(小島敏郎君) 日本のこの統計とい
か伺いたいと思います。

うのは電力を使っているところでCO₂が出て
いるというような統計にしております。したがい
まして、今御指摘のよう、家庭のCO₂の排出
の多く、半分以上、六割近くというのは電気を使
うということになります。この電力、供給される

電力といふのが、CO₂原単位といいますけれども、CO₂の発生の程度が少ないとということになると、電力供給側の努力が家庭の方に跳ね返つてくると、こういう構造になります。

この間、家庭のCO₂の排出量が増えていると、いう一つの一因はやはり、東京電力におきます原子力発電所が止まつた、その止まつた分を化石燃料の電力で賄つたということもこれはかなり大きくなりいているということが一つの要因になつておられます。したがいまして、第一に重要なことは、原子力発電所が安全性の確保を前提として正常に機能するということですがこれはまず第一でござりますし、目標達成計画もそのことを一つの前提として考えております。

にシフトしていくだけ、あるいは新エネルギーの活用というようなことで供給側のCO₂の原単位というものを減らしていくことによって、電気を使っている家庭、あるいは業務その他部門というところの排出量が結果的に減つてくるということになります。

くさんの家庭電化製品、それからおふろ好きの国民性からお湯の使い勝手が多いところが特徴でございますので、家電製品の省エネ性能に向

上といふことはメークー側でやつていただいたがなければいけませんし、これはかなりやつていただい

たやすく、使っていただかないと機能しないといふことなものですから、メーカー側とそれから量販店、あるいは最近ではネットで買われる方々も多いようですが、そこと消費者の間をつないでいく

○中川雅治君　環境省には、現在、六月を中心と大規模な国民運動を展開しようとする計画があると聞いておりますが、この中でも、企業とタイアップして省エネ家電製品の普及を促進するなど具体的な削減に結び付く運動をしていくことが重要ではないかと思います。

国民運動といつても、本当になかなか効果が上がらない。今までいろいろな形で努力をしてきたとは思いますけれども、なかなか国民の意識改革といつても本当に容易ではないと、私もつくづくそういうふうに思つておるわけですが、やっぱりそのためには企業とかNGOなどと幅広く連携しなければ効果的に実施できないと思います。

もちろん、メーカーの努力や電力会社の努力とかいろいろ産業界の努力があるわけですが、それを今度は国民が必要者として意識改革して、それを、環境に良いものを購入していくという、その意識改革という点につきまして、やはり温暖化防止のメッセージが国民一人一人にどう届くのかについてちょっとお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) 国民運動は極めて重要な課題でございます。また、国民運動を推進することによって、先ほど来お話をございます我が国の温室効果ガスの削減を実現するその最大の原動力になるものだと、このように考えているところです。

三月二十九日に、小泉総理を本部長といたしまして地球温暖化対策推進本部を開いたところでございます。その場で、国民運動のシンボルとしてロゴマークを決定をさせていただきました。そして、総理からもその際、政府が率先してこの地球温暖化防止に取り組むようにという御発言もいたいたところでございます。

ロゴマークにつきましては、私の大臣車の、エスティマ・ハイブリッド車でございますが、ぐるつと緑のラインが取り囲んで、そして地球のマークが書いてあります。これがロゴマークでございます。それから、私も環境省の職員の名刺には必ずこのロゴマークを入れるようにということです、今徹底をしているところでございます。また、今徹底をして、名刺の裏には、これ表なんですねけれども、名刺の裏には、じゃどうやつて皆さん協力していただけますかということで、エアコンの温度設定であるとかアイドリングをなくしましようといつたような、こういうヒントも、名刺と同時にそういうヒントもお伝えするような、そんな工夫をしてまた、これをこのロゴマークについてはそれぞれの、政府でございますから役所、それから地方公共団体、企業、N G O 、労働団体など、この地球温暖化についての情報提供であるとか普及啓発を行なう際に、ポスター、パンフレット、それから企業のコーマーシャルですね、そういったところにこのロゴマークを付けていただくというようなことで今呼び掛けをしているところでござりますし、また、そういった今仕込みの時期でございますけれども、間もなく環境月間 六月に皆さんの目に触れることが多くなると思いますけれども、この統一口ロゴマークで地球温暖化対策みんになっていくのではないかと考えております。

なで一緒にやつていきましたねということを広く呼び掛けてしまいりたいと、このように考えているところでございます。

チーム・マイナス六%という言葉をキャッチフレーズにいたしまして、正にチームでやっていくんだと。一つ一つの事業所、一つ一つの家族、そ

ういったところがみんなでやりましょう、それがチームでマイナス六%を実現していきましたように、これは気持ちの上で、またホームページ、私どものホームページ、政府のホームページの方でもこのメンバーの募集ということで呼び掛けをさせていただいております。

いずれにいたしましても、六月を中心にしておりました。衆参で今のところまだ若干温度差があるとは聞いておりますけれども、是非とも、

民運動への集中キャンペー

ンを繰り広げてまいり

たいと思っておりますし、また省エネ製品を選ん

でいただくことを促進するとか、それから

この国会でも大変ホットな議論をしていただい

ております。クールな服装を実行していただくとい

うことで、参議院の方でも今御議論の最中だと聞

いております。

やらせていただいております。別に礼を失すると

いうことではなくて、地球温暖化のために、温暖化のためじゃない、防止のために環境省率先してやっているということで御理解をいただきますよ

うに、よろしくお願ひを申し上げます。

○中川雅治君 ありがとうございました。

本当に、しっかりと国民運動をやっていただきたいという思いで一杯でございます。

さて、今回提案されましたこの排出量の算定・報告・公表制度でございますが、今回の法案は、大規模な排出者に対し、自らの活動に起因して排出される温室効果ガスの量を計算して国に届けるという制度でございます。国として温暖化対策を進める上で最も基本的な制度であると思いま

す。経済界の一部には、企業秘密との関係などで反対する声や、工場別の公表に難色を示す意見などもありましたが、経済界の理解も得られて今回

の法案提出となつたわけですが、まず大臣

に、今回の法案の意義について簡潔にお答えをい

ただきたいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) 今回の意義でござい

ますが、まず現状として温室効果ガス排出量が大

変、減るどころか増えてしまっているという現状

がございます。こういった現状を踏まえまして、

国、地方公共団体、そして事業者、さらに国民、

総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していく

ための基盤を整備する。そういう必要があるわけ

でございます。

そのため、公的部門を含めました、排出者自

らが排出量を算定をするということで、国民そし

て各層にわたります自主的な温暖化対策への取組

の基盤をつくると。それを進めることが第一点。

二点目が、排出量情報を公表するなどによりま

して、国民、事業者全般の自主的な取組への促進

ということに対してインセンティブ、機運を高める

ための仕組みをつくるということから、今回、温

室効果ガスの算定・報告・公表制度の導入をこの

ころでございます。

○中川雅治君 今回の法案は、基盤的な法制度と

いうことで早急に整備することが必要であると私

も思っております。今回対象となる大規模な排出

者の中には、民間企業のみならず、例えば国

の建

物、県庁、病院、学校なども入るというふうに聞

いているわけでございますが、やはり民間事業者

に負担を掛ける以上、同じ程度の排出量がある公

的施設についても対象とするのは当然のことであ

ると思いつので、この点は特にしっかりと運用

していただきたいと思います。

その上でお聞きしたいのは、行政については更

に民間から一歩進んだ率先実行を行なっていただきたいということがあります。

今回の法律でも、政

府の率先実行計画に関する条文について少々手直

しが行われております。従来は地球温暖化対策に

関する基本方針に基づいて政府の率先実行計画を

作ることになつたわけですが、なぜこの

ような構成としたのか、まずその理由をお伺いし

たいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) 今回の意義でございま

すが、まず現状として温室効果ガス排出量が大

変、減るどころか増えてしまっているという現状

がございます。こういった現状を踏まえまして、

国、地方公共団体、そして事業者、さらに国民、

総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していく

ための基盤を整備する。そういう必要があるわけ

でございます。

そのため、公的部門を含めました、排出者自

らが排出量を算定をするということで、国民そし

て各層にわたります自主的な温暖化対策への取組

の基盤をつくると。それを進めることが第一点。

二点目が、排出量情報を公表するなどによりま

して、国民、事業者全般の自主的な取組への促進

ということに対してインセンティブ、機運を高める

ための仕組みをつくるということから、今回、温

室効果ガスの算定・報告・公表制度の導入をこの

ころでございます。

○中川雅治君 今回の法案は、基盤的な法制度と

いうことで早急に整備することが必要であると私

も思っております。今回対象となる大規模な排出

者の中には、民間企業のみならず、例えば国

の建

物、県庁、病院、学校なども入るというふうに聞

いているわけでございますが、やはり民間事業者

に負担を掛ける以上、同じ程度の排出量がある公

的施設についても対象とするのは当然のことであ

ると思いつので、この点は特にしっかりと運用

していただきたいと思います。

三種類の帝国の法政王の中でも、國や地方

二一四

たとへうあうこ聞へております

ますが、日本にて現時点でウノジツト獲得こ

中川雅治君 今回の改正の中でも、国や地方公共団体が率先して削減に取り組むという姿勢が表れているという点は評価したいと思います。しかし、実態を見ますと、この改訂の率先実行につ

いってはまだまだ甘い状況でござります。例えば各省から提出された資料を見ますと、両面コピーで出てくるのは環境省の資料だけですね。ほかの省は皆、片面コピーになつております。

それから、グリーン購入という制度がありまして、だんだんこの範囲が広がってきてるわけですが、それでも、やはり政府が物品やサービスを購入する際には、その価格という観点だけじゃなくつて、やっぱ CO_2 の排出量というものを加味して競争させる、そういう仕組みが必要ではないかと思うんですね。

まあ、但公害車については、価格は高いけれども、政府の公用車は全部低公害車に切り替えまして。た。例えば電力にしても、あるいはいろんなそのほかのサービスにしても、ただ価格だけで競争してしまうと結果として CO_2 の排出量の多いものを購入するということにもなりかねませんので、何か、やはり競争させるときに価格以外にそういう要素を織り込んでいく、そういう仕組みが必要ではないかというふうに思うわけであります。ですから、政府全体としてまだまだできるところたくさんあるんじゃないかというふうに思いました。

されに各分野に結構でござります。さて、家庭やオフィスなどの民生分野の対策を今大臣もおつしやいましたように、国民一人一人の意識啓発によって実効あらしめる、そしてこの目標達成計画というものをきちっと実施をしていく、そしてまた政府ももちろん率先して実行していくということをいたしましても、やはり、目標達成に届かない場合というものは、これは最後のところでとして京都メカニズムを活用しなければならないというふうに思います。

メカニズムというのではなく、最後のとりでから、京都メカニズムに頼るというのは本当に意味では情けないということなんですが、この最後のとりでといつても、やっぱり何としても六八%の削減は実現しなければなりませんから、国内策でできなかつた、じゃ達成できませんでたら、いうわけにはいかないんで、この最後のとりであります京都メカニズムをしっかりと検討して、かなければならぬと私は思います。

京都メカニズムにつきましては、CDM、JT

排出量取引の三種類があるわけですから、本政府としてはこれのうちどれを中心に活用するのかという問題があります。特に、排出量取引いうのは最終的にはホットエアを購入するということになるわけですから、そういうことでは地元全体の温暖化防止にもなりませんし、お金を払って、多額のお金を払うことになるかもしれません。ですね、そして、最後この六%削減の帳じりをさせることで、わせるということでは、これは内外から批判を浴びることはもう必至であります。

しかし、排出量取扱いにしても、ちょうどあの二〇〇三年のCOP9で出てきたグリーンメント・スキーム、G I Sと、グリーン・インベストメント・スキームという、こういう考え方方が出てきたようでございまして、今、これは結局、排出量取引といつてもその購入資金が実態的に削減プロジェクトの推進に結び付く、その裏に実態的なな減プロジェクトがある、そういう考え方方が出て

たとへうあうこ聞へております。

たといふふうに聞いておられる、現在のところはまだ具体化しているものはないようなんですが、こういうことであれば最後の手段として推進してもよしと、この非出量取引をで

すね、こういう形であれば推進してもらいたいと思います。そういうことで、それも含めてこの京都メカニズムについての政府の方針をお伺いしたいと 思います。

○政府参考人（小島敏郎君）　京都メカニズムはCDM、JI、排出量取引、三種類ありますけれども、現在政府は、CDM、JIという具体的に排出削減につながる、それによつてクレジットが出てくるといふものを中心に京都メカニズムを活用

してあります。

は旧東欧の諸国が非常に興味を持つております。これは旧東欧諸国から出てくる余剰枠といいますか、その枠を他の先進国、京都議定書の批准国との間で取引をするわけでございますが、そのお金とを単に国庫の中に入れるということではなくて、

そういう意味では、いわゆる国連のCDM、JIというそのスキームの中、下には属しませんけれども、その外側でそのお金をそういう環境対策に充てるという意味では単なる排出量取引ではないことをして温暖化対策あるいは環境対策をするということです。

いと「うー」と「うー」がふまして、日本としても、の
ような提案を積極的に歓迎をして、その推進しよ
うとしている国との政策対話を進めて「こうと
うふうに思つております。

○中川雅治君 この六%削減約束の達成のために京都メカニズムをやはり使っていかなければならぬというふうに思います。特に、オランダを始め諸外国との間でこの京都メカニズムのクリジット獲得競争になつてゐるというようなこともあります。

この京都メカニズムのこのクレジット獲得というものは大変審査も厳しいというようなことだと思

事業はどのような事業なのか。京都メカニズムのクレジットの活用との関係も含めて、大臣、御説明いただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○國務大臣(小池百合子君) 御指摘ございました

ように、ヨーロッパ、欧州各国、クレジット調達のための基金をオランダ、イタリア、スペインなどで設けているということで、非常に取組を精励的に始めておられるということから、我が国といたましても、こういった諸外国の例も参考にしながら、クレジットの円滑な取得のための仕組みの具体的な在り方、早急に検討いたしまして、二〇〇六年度からの実施を目指しまして必要な措置は速やかに講じてまいりたいということをまず申し上げたいと思います。

そこで、これからどのような形にするのかということでございますけれども、今御質問の中にもありましたように、自主参加型の国内排出量取引制度ということに對して、参加する事業者三十四社でございます。この制度を実施いたしまして、積極的に排出削減に取り組みます事業者を支援することで、費用効率的かつ確実な削減を実現をしてまいりたいと、このように考へているところでございます。

ちなみに、この三十四社でございますけれども、二〇〇六年度の排出削減予測量、この合計が約二十七万六千CO₂トンということになります。これは制度の対象となります工場、事業場の二〇〇二年度から二〇〇四年度にかけての平均排出量が約百三十一万一千二酸化炭素トンになるんですけれども、そのうちの二一%の大額な削減に当たることになります。また、設備が設置されましてから、いわゆる法定耐用年数に至るまでの期間に予測されております排出削減量については、約三百七十五万CO₂トンという大きな削減量となるわけでございます。また、これに対する補助金総額が二十五億九千六百三十四万円でございます。そういうことから、先ほど申し上げた予測量で、

この費用対効果ということで計算をいたしますと、一CO₂トン当たりの補助額が六百九十二円という額になるわけでございます。これは、いろんな数値が語られておりましたけれども、まずは

○中川雅治君 我が国が主導的役割を果たして効率に至ったこの京都議定書の約束達成は、何としても実現しなければならないわけでございます。

○島田智哉子君 我が國が王導的役割を果たして發

効率に至ったこの京都議定書の約束達成は、何としても実現しなければならないわけでございます。政府だけでなく、国会一致で批准の議決をした国会の責任も大きいと思います。

今後、国を挙げて取り組んでいかなければならぬ、質問を終わりたいと思います。

○島田智哉子君 お願いいたします。民主党・新

緑風会の島田智哉子でございます。

本改正案につきましては、衆議院でも大変に御熱心な御議論がございました。衆議院での御議論も踏まえまして、お聞きしてまいりたいと思いま

す。

私は、初登院させていただいてからまだ一年もたっていない新人議員でございますので、こうし

た質問をさせていただき機会をいたきました

ら、できるだけ関連する現場に出向いて、自分の

目で耳で肌で感じて、そのことを基に質問をさせ

ていただきたいと心掛けております。

前回の湖沼法のときは霞ヶ浦へお伺いいたした

んですけれども、今回は地元埼玉県の小川町と

いう町がございまして、こちらでは地域住民の

方々が主体となって、地域の生ごみや家畜のふん

尿を活用してメタンガスを発生させて、台所やお

ふろなどの燃料として使う。あるいは野菜作りに必要な液体肥料、液肥を生み出して、そしてそ

の液肥によって育てられた野菜を地域の住民に還

元する。まさしく、その地域住民による循環型社

会への取組を実践している地域でございます。

こちらでは、月に一回程度オープンデーを開催

しております。実際の地域の活動の状況でありますとか、取組をされている農家の方々からのお話を聞かせていただき機会を設けていらっしゃいまして、ちょうど先週の土曜日がその開催日となります。実際にあります。

○島田智哉子君 本当に低い額になるのではないか、つまりコスト

という額になるわけでございます。これは、いろ

んな数値が語られておりましたけれども、まずは

うこともありまして、私の事務所のスタッフとともに参加させていただきました。後ほど、同じく

埼玉県選出の高野副大臣に後半質問させていただ

きます。

その際に、農家の方から、二十年前に農業がし

たいと思って東京から小川町に移り住んで自給自足に取り組んでいるんですけども、食料の自給

自足については、大変だったんですけども、で

も、人間が食べる量というものは昔も今もそれほど変わりがないので何とかなりましたと。しかし、エネルギーの自給自足はとてもとても大変なこと

で、昔と今とではエネルギーを使う量が余りにも

違い過ぎて、自給自足を行うには、まずは日々の生活の中でいかにして使うエネルギー量を減らすかということが大切なだと感じていますとおっしゃっておりました。

まさしく、そのことこそが、人一人一人が、そ

して地域、国、世界規模で取り組まなくてはなら

ないその原点であるようを感じました。そうした

思いで、本改正案につきましてお聞きしてまいり

たいと思います。

まず、提案理由説明にございました、国、地方

公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温

暖化対策を一層推進していくための基礎を整備す

る必要があるという点について、具体的にどうい

うことをおっしゃっているのか。大臣、御答弁を

いただきたいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) 先月閣議決定をさせ

ていただきました目標達成計画の基本的な考え方

でも述べさせていただいておりますが、地球温暖化問題、これは経済社会活動、そして国民生活全般に深くかかわる問題でございます。ということ

は、すべての主体が参加、連携して取り組む、み

んなやるんだと、全員やりましょうというこ

とが必要になるわけでございまして、その主体、

すなわち国、そして地方公共団体、事業者、国民、すべてが参加、連携できる、そういった取組が必要だということを訴えているわけでございます。このために、事業者の温室効果ガス排出量などを積極的に提供、そしてまた共有することを通じまして、先ほど申し上げたそれぞれの主体の対策、そして施策への積極的な参加をいただくこと、そしてまた、それぞれの主体間の連携の強化を促進するということも必要になってくるわけだと思います。正に全員でやつていかなければならぬ、その認識を示させていただいたところでございます。

○島田智哉子君 それでは次に、改正案にございまして言葉の問題ですけれども、衆議院での御議論、参考の方からの御指摘もされていました抑制か削減かという問題について大臣は、四月二十六日の大臣の御答弁は、「まず、事業者や国民の参加を得て地球温暖化対策を進めるわけですけれども、国、地方公共団体が率先して取り組むということが重要でありまして、そこで削減という言葉にならぬわけございます。」、「ということで、この抑制か削減かという言葉遣いでございますが、なかなか法律用語として、量なのがテンデンシーはないのか、その辺のところで、議論も実際の現場ではあったというふうに聞いております。」、いずれにしても、ということでおっしゃいましたが、削減にした理由はよく分かりますし、そのことに異論はございません。

問題は、なぜ、そのほかの抑制という表現については削減ではなくて抑制のままなのか、その御説明がないものでしたので、大臣の御答弁をお願い申上げます。

○國務大臣(小池百合子君) 排出の抑制か、若し

くは排出の量の削減かということでございますけれども、排出の抑制は、排出の量の削減、そして

排出の量の増加を抑えるという意味での抑制、そ

の両方を含みますコンセプトと考えているところ

でございます。

工場、そして事業所によつては生産量の拡大、

そしてオゾン層保護のためのフロンを代替することによって、対策を取つてもなお排出量が増大することがやむを得ない場合ということもあるわけですが、いまして、また、この法案におきましても、工場や事業所単位での削減を直接の義務とするものではないということから、排出の抑制という用語を用いたところでございます。

また一方で、地球温暖化対策を進めるという、そういった流れの中で、とりわけ国であるとか地方公共団体が率先して温暖化対策に取り組んで民間に対策を広げていくことが重要だということでございますけれども、そういった考え方から立ちますと、今回の法案では温室効果ガスの排出量の削減に向けました公的部門の率先垂範の姿勢を法文上明確にしたいということで、あえて、国、地方公共団体の責務規定及び実行計画の規定に限りまして、排出の量の削減という用語を用いたものでございます。法制局とのやり取りの中でも、そういったことから整理をさせていただいて、この文言を使うことになつたわけでございます。

○島田智哉子君 法律の言葉ですから、その言葉一つ一つに理念が組み込まれ、それぞれ重みがあるのだと思います。

その意味で、あえてお聞きしたいと思いますけれども、現行法の温室効果ガスの排出等のための措置のこの抑制等の部分について、改正案の二十一条では、排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化と改正することとなつております。

一方先月二十八日に閣議決定のありました京都議定書目標達成計画の中では、「都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第二十一条に基づき、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」と、現行法の「抑制等」という言葉を一切落としています。ところが、今回の改正案に比べますと、「量」という言葉が落とされています。法改正の審議段階でまるつきり同じでできないということかもしれませんけれども、この現行法の「抑制」と改正

案の「量の削減」と目標達成計画にある「削減」という言葉のそれぞれの意味について、どのようにごぞいいます。

○政府参考人(小島敏郎君) 法律にある言葉は、内閣法制局と相談をしながら、いわゆる法令用語という世界で言葉を使つております。

まず、現行の二十二条の「温室効果ガスの排出の抑制等」と、大体「等」でごまかしてけしからぬということはよく言われるんですが、この「等」は、排出の抑制と吸収作用の保全及び強化というのがこの「等」の意味であります。削減という言葉を使う場合には、その量の削減というふうに書くべきだというのが法制的な言葉の使い方だということでおきまして、改正案におきますその二十二条においては、「温室効果ガスの排出の量の削減」という言葉を使つております。

委員よく計画をお読みいただいたと思うんですけれども、計画は、そういう意味では法律の言葉ではないものですから、内閣法制局と協議をしながら法令用語を使うという制約はございません。そういう意味では、一般の方々が分かりやすい、普通に、できるだけ普通に読んで理解していくだけかる言葉を使うということをごぞいます。そういう意味で、あえてお聞きしたいと思いますけれども、現行法の温室効果ガスの排出等のための措置のこの抑制等の部分について、改正案の二十一条では、排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化と改正することとなつております。

○島田智哉子君 それでは、国内に存在をし、しかも相当な温室効果ガスを排出しているながら、この制度の対象、制度というよりも法の対象とならない施設として在日米軍基地の問題があると思います。この在日米軍基地は対象とならないとのこととでよろしいでしょうか。

○政府参考人(小島敏郎君) 在日米軍基地は、基本的に我が国の法令の適用を受けないということですごりますので、この法律の対象にはならないということをごぞいます。

○島田智哉子君 この在日米軍基地の温暖化対策の問題ですけれども、今年三月一日の東京都議会において、横田基地の温暖化対策について、石原都知事、東京都環境局長が発言されております。

○島田智哉子君 次に、算定・報告・公表制度の対象事業所についてお聞かせくださいませ。

せいを促す大きな引き金になるとと思うし、外務省に腰を据えてしっかりと対応するように求めたいと。

東京都の平井環境局長は、都は米軍に対してエネルギー使用量の現状の温室効果ガスの排出抑制への対応状況について情報提供を求めてきていましたが、これについては、エネルギー起源CO₂の対象となる事業者とバランスを取つて定めるCO₂換算でいきますとおおむね三千トンという

もいらっしゃいます。改めて言うまでもなく、沖縄には在日米軍基地面積の二三・五%に当たる一萬三千七百一十八ヘクタールの米軍基地があります。横田基地の例も見ましても、米軍基地における温室効果ガスの排出についても相当な量があるものと思われます。

日米地位協定二十五条二項に基づく日米合同委員会環境分科会については、日本側の議長は幸いにも環境省でもありますから、その場において、改正法も含め、基地における温暖化対策について自主的な対応を求めるという、そういった取組が必要ではないかなと思います。

この在日米軍基地の温暖化対策について、温暖化対策課としては全く考えたこともないし検討もしていない、ノーアイデアですということでありましたけれども、しかし、大臣は常にアメリカへの働き掛けについてはいつも並々ならぬ決意を述べられておりまし、ましてやこれは国内の問題でもあります。この問題を環境分科会、あるいは最初は作業部会になるかもしれませんけれども、いずれかに取り上げる必要性について大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 今御質問でも整理していただいたかと思いますが、何よりも、米軍基地というのは治外法権ということから、基本的には我が国の法令の適用を受ける存在ではございません。

ただ、日米地位協定で我が国の法令を尊重するという義務があるわけでございまして、国内法を尊重して自主的に取り組んでいただくように要請をする仕組みというものがでてあります。今御指摘ございましたように、日米合同委員会、この下にいろんな分科委員会がござります。その中の環境分科委員会を通じまして、これまでも米軍基地における環境対策の在り方などについていろいろな要請を行つてまいつたということもございます。ただ、温室効果ガスについては、現時

点では排出規制などの国内法の制度が存在しないわけでございまして、その意味ではこの仕組みは当たはまらないということにならうかと思います。横田基地の例も見ましても、米軍基地における温室効果ガスの排出についても相当な量があるものと思われます。

ただ、御指摘のように、地球規模での温暖化対策を進めていくということ、そしてまた、それが積極的に取り組んでもらうということを申しあげているということを延長いたしますと、この環境分科委員会などを通じて国内の取組内容についての情報提供もさせていただきますし、また在日米軍においても自主的に温暖化対策を進めていただけるようにも求めてまいりたいと思っております。

それから、国内法がまだ現時点でないと申し上げましたけれども、例えば排出量の算定・報告・公表制度、これについてこの法案で提案をさせていただいているわけでござりますけれども、これが成立し、かつ施行されるということになりまして場合には、米軍の方とも環境分科委員会の場を通じまして相談をしていくというような流れになつていこうかと思っております。

米軍基地における地球温暖化対策というのも、我が国全体会からすれば必要な事項ではないのかなど、このように考えております。

○島田智哉子君 環境省の窓口は環境管理局だと思いますけれども、大臣に大変期待を申し上げておりますので、是非そういう対応をよろしくお願い申し上げます。温暖化対策課長も是非よろしくお願い申し上げます。

次に、本改正案と地方公共団体の関係についてお聞きしてまいりたいと思います。

先ほど、抑制力量の削減かということでお聞きしました二十二条の本論の部分でありますが、地方公共団体につきましては、書類の作成などの事務処理のほか、公営交通でありますとか廃棄物処理、上下水道などの公営事業、こうした関係事業のすべてがこの改正案で言われております地方公共団体実行計画の対象とされております。

この実行計画の策定については法律上義務とさ

ります。ただ、御指摘のように、地球規模での温暖化対策を進めていくということ、そしてまた、それが積極的に取り組んでもらうということを申しあげているということを延長いたしますと、この環境分科委員会などを通じて国内の取組内容についての情報提供もさせていただきますし、また在日米軍においても自主的に温暖化対策を進めていただけるようにも求めてまいりたいと思っております。

○政府参考人(小島敏郎君) 溫暖化対策推進法における実行計画の策定状況でござります。都道府県はすべて策定されておりますが、市町村は千六十六市町村。これは平成十六年の十月一日の調査でございます。パーセントで申し上げますと、全市町村のうちの三五%程度というところでございます。

○政府参考人(小島敏郎君) 私が申し上げましたのは、まず実態的に、市町村といいましても非常に大きな市から小さな市まであります。財政力も違いますし、そのため職員が割けるところ、割けないところと、いうのは、これが実態であります。そのことは、この法律を御審議いただきましたときにもそういう状況があるということでございましたけれども、それでもあって、市町村というのはその地域において率先垂範をすべきだということで義務というふうになつたわけであります。もちろん、法律が定まりましたわけでございましたけれども、いまだに策定済みが三割強ということで、これはかなり後れていると言わざるを得ません。この点、小島局長は先日の衆議院での委員会で次のような答弁をされております。

また、地方公共団体の実行計画につきましては、現在三千ほどの地方公共団体がござります。都道府県は全部作っておりますけれども、市町村については三千のうち千ぐらいしかまだ作っておりません。これは法律上の義務でございますが、実態は、大きな市から小さな市まで、あるいは町までいろいろございます。そういうところで、これまでまだ三分の一程度にとどまつておりますが、今後、市町村合併ということで市の規模も大きくなつて、その対応も可能になつてくるのではないかと思います。これを機に、環境省といたしましても、再度その機を作つていただき、これを実施していくと、おもに、市町村に対する支援の在り方についてですけれども、都道府県の担当者さんにお聞きしてみましたが、一つは、当然ながら、すべての町村が合併するわけでもございません

から、それを機に、環境省といたしましても、再度その機を作つていただき、これを実施していくと、おもに、市町村に対する都道府県の支援の在り方についてですけれども、都道府県の担当者さんにお聞きしてみましたが、一つは、当然ながら、やる気がありながらもいろいろな事情で策定できぬという場合にはできる限り支援をしたいといふ気持ちでございました。それから、しかしながら、都道府県と市町村というその関係でいいま

ましようか、押し付けでは困りますので、そこはかなり神経を使われているということをそのとき感じました。

そうした中で、この市町村の実行計画策定について、今回の目標達成計画の中では都道府県による市町村の取組の支援という表現をはつきりと打ち出されました。この表現をされたのは今回が初めてではないかと思うのですが、この点について評価できる部分と、一方でやはりそれにちゅうちょされていますように、都道府県と市町村との関係について、取りようによつては非常に微妙な部分もあるのではないかと思いますけれども、この点について現状をどのようにお考えになり、どのような御判断があつたのでしょうか。

○政府参考人(小島敏郎君) 国も、あるいは都道府県も市町村も、それぞれ独立をした単位でございまして、それぞれが意思決定をして対策を進めいくと、こういうことでございます。環境省としては、先ほど申し上げましたが、法律を所管するという点で、単にこれは義務だからやれといつて、できればそれでいいわけですが、そういうわけにもいかないということで様々な支援等働き掛けをやつております。

都道府県と市町村も、これも相互独立のものでございますから指揮命令にあるわけでも全くございません。ただ、都道府県はすべて実行計画を作っているということでそういうノウハウが蓄積をされていいるということをございますし、市町村が相談をするという際にも身近な存在だということをございまして、そういう都道府県が持つてあるノウハウというものを生かして市町村の相談に乗る、あるいはそれを支援するということを期待をしているということをございます。

○島田智哉子君 こうした地方自治体に計画作りを義務付けるとした場合に、コンサルタント会社が営業に来られて、ついついそちらにお願いをしてしまったものの、隣近所の市町村がこぞって依頼したために、でき上がった計画書は隣近所ほとんど同じというお話を確かにお聞きしております

けれども、しかし一方で、小さな町や村だからこそ住民が参加して住民の意見を反映させることができます。そこで、そういう例もたくさんあるわけですが、是非そつした情報の提供等をしっかりとお願いしたいと思います。このことは、林議員と総務省との御議論で、総務省の方でもしっかりと取り組んでいくという、対応していくということをお聞きしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、今回の改正案では、第二十条の第二項になりますけれども、現行法の二十条に規定されている温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定、いわゆる都道府県及び市町村の地域推進計画についてですけれども、こちらは法律上努力義務規定となつていて、その策定状況特に市区町村については極めて本当に少數にとどまっています。この点について、その課題をどのように分析されているか。

また、この条文について、「総合的かつ計画的」と極めて抽象的な表現になつてゐるんですけども、一方で、目標達成計画においては「地域推進計画」と言葉をはつきりと書かれております。今回の改正案においてなお抽象的な表現にとどめることの意義はどこにあるのか、御説明をお願い申し上げます。

○政府参考人(小島敏郎君) 先ほどの事業者としての市町村あるいは都道府県の義務というものは、自分が温室効果ガスを出しているということでありまして、民間の事業者との並びにおいて自治体が率先をすると、こういうことで義務にしているわけでございます。

今度の、御指摘の都道府県のいわゆる総合的かつ計画的な施策をするというのは、行政主体、いわゆる政策を推進をするという主体としての都道府県及び市町村の事柄でございます。これは元々地方自治の本旨に従つて行われることと、いわゆる義務的にそれを作るということではなくて、そういう規定向いているところです。

○政府参考人(小島敏郎君) 都道府県の、あるいは政令市というのは、財政的にも人的にも多くの人たちを抱えております。しっかりとした地域推進計画を作るという観点からは、環境省が出しておりますガイドラインというものは、都道府県、政令市向けということが言えると思います。

現在のところ、都道府県レベルにおきましては四十四、市町村レベルは五十六ということで非常に少ない数にとどまつております。法律上は、法律におきましては、総合的かつ計画的な施策を推進するよう努めると、こういうことでございまして、それがどのような形式、内容をもつて講じていかくということは、地方自治の本旨に従いまして地方団体が独自に判断をするというのが一つの法律的な整理でございます。

その上で、今御指摘の計画には、それでは総合的かつ計画的な施策ということは地域推進計画だというふうに何で書いてあるんだと、こういう御質問でございますが、これは、政府としての期待をその計画の中に書いたわけでございまして、政府としては地域推進計画というようなものを作つていただきたいという旨を明記をしたものでございます。

○島田智哉子君 二〇〇三年六月、地球温暖化防止対策地域推進計画ガイドラインが改訂して、自治体における温室効果ガス排出量算定手法や自治体の対策の在り方が明示されましたけれども、このガイドラインを見ますと、都道府県、政令市に対する書きぶりとなつておりますけれども、専門家の間からも、市町村レベルの計画内容や温室効果ガス排出量算定手法の指針となるような内容になつてないなど指摘がございます。また、これは実際に私も自治体の担当者さんからお聞きしたのは、市町村がそれぞれの排出量を算定するのではなくて、いつも指摘がございます。また、これは、市町村がそれなりに大変な作業だからそれだけ頑張つてくださいという、まあちょっとあれでなければなりません。

〔委員長退席、理事谷博之君着席〕

もちろん、いわゆる政策を推進していく、それをチェックしていくという観点から、いわゆるPDAというものが働くという観点からは、排出量を算定をして地域の特性に合つた計画を作つて、例えばうちの市は民生に限つて計画を作るというの、これは理想型でありますけれども、それぞれの地域の特性ということで、例えば私たちの、例えばうちの市は民生に限つて計画を作る必要がありますとか、あるいは地場産業のところに限つてやるだとか、あるいは排出量を算定するというのはやはり大変な作業だからそれだけ頑張つてくれますという形に止まるかもしれませんのが、そういう計画を作るとか、いろんな判断がそれぞれの市町村にあり得ることだというふうに思つております。

○島田智哉子君 次に、地域における住民や民間団体の取組に対する国あるいは地方自治体の連携等の在り方についてお聞きしたいと思います。

目標達成計画の特に市町村に期待される事項として、「地域資源をいかした新エネルギー等の導

入のための調査・導入」と書かれてありますけれども、その趣旨はどういったことなのでしょうか、御説明いただきたいと思います。お願ひいたします。

○副大臣(高野博師君)お答えいたします。

太陽光とか風力あるいはバイオマス等のいわゆる新エネルギーをどのように利用していくかということがあります。各地域の自然的な、あるいは社会的、経済的な条件に左右されると。気候もありますし、またその歴史、伝統等の文化もあると思いますが、そういうこと、それから地産地消という考え方、こういうことも取り入れながら、新しいエネルギー導入のための調査等につきましては、その実情をよく知っている市町村が、都道府県よりもむしろ市町村がきめ細かくこういう計画を立てる上での調査をした方がいいんではないかということで市町村に期待をしているということであります。

○島田智哉子君冒頭にも少しお話しさせていただきましたけれども、まさしく住民が主体となって、そして町との共同事業によって太陽光、風力、バイオガスなど自然エネルギーを農業に、暮らしにと活用しようという非常に特色のある町づくりを展開している地域が埼玉県内にございます。人口が三万七千人、世帯数が一万二千五百世帯、行政区域面積は六十・四五平方キロメートルの小川町という町でございます。

この町では、平成十一年度から環境基本計画の策定に取り組まれたのですけれども、その策定に当たっては、一般公募によつて四十一名の町民が参加をされたそうで、その中からごみの減量化と有効利用を考える方法の輪の中で、一般家庭が排出する生ごみも、分別すればバイオガスプラントでバイオガスと液体肥料、液肥に変えられ有効活用できるのではないかということで、町民の提案として発想が生まれて、平成の十三年から具体的な取組が始まっています。

ごみを何とか減量したいとする町と、安定した有機質肥料が欲しい農家と、そして市街地の住民

と農村部の住民との交流が少ない、そうしたそれぞの課題を抱える中で、市街地の住民が台所で生ごみを分別し、そして町が回収をしプラントまで運び、運ばれた生ごみを、今度はNPOの会員が生ごみを投入して液体肥料が生まれて、その液体肥料によって育てられた野菜を住民が食べて、またその生ごみが再び資源として循環するという

う、正にバイオマスタウンが実践されているような感じがいたしました。

こうした地域の取組をどのように評価をし、先ほどの目標達成計画で言われている国や都道府県、もちろん市町村との連携とは具体的にどのようなことを想定されているのか、埼玉県の高野副大臣に御見解をお聞きしたいと思います。

○副大臣(高野博師君)この委員会には埼玉県出身の関口議員もいらっしゃいますんで、よく御存じかと思いますが、北本市にも同じような非常に大きなNPO法人がありまして、北本市ごみ推進協議会というのをつくつて、これも自治体と一体となつてやつてているというところもたくさんあります。

埼玉県はそういうNPO、環境関係のNPO、NGOがたくさんある、活発に活動しているといふうに承知をしておりますが、この小川町のNPO法人ふうどについては、このオープンンデーに私参加したことはありませんが、バイオマスエネルギーについて、新しいエネルギーの一つとして、この目標達成計画に位置付けられておりますが、これでございました。

この点については、環境省におかれまして、かなり以前よりそうした事業にお取り組みになつてていると思います。例えば、平成十一年度にこの小川町も含めて全国十九市町村を対象として地球温暖化対策実証実験地域予備調査という事業をされたと聞きましたけれども、どういった目的の事業だったのでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(小島敏郎君)平成十一年度の実証実験の予備調査というのは、我が国で実用化されておりますがまだ普及されていないいろんな技術、これにはどんなようなものがあるかというこ

とを調べる、そういう意味での予備調査という事

業でございます。これには小川町のよ

うな

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

経過しましたので処分をさせていただきましたんで、これも御理解いただきたいと思います。

環境者としましては、これからも地方・公共団体と連携を取りながらこういう対策を進めていくと、平成十五年度からは石油特会の予算が付いておりましては財政的な援助も含めまして進めていきたいと思っておりますし、具体的な強い要望が小川町の方であれば、これも前向きに検討したいと思つております。

今後とも、この京都議定書達成のために、国、地方、それから住民、NPOと、あらゆる主体との参加、連携が必要だというふうに認識しておりますし、一生懸命これについて取り組んでいきたく思つております。

○島田智哉子君 副大臣にすばらしい御答弁をいたしました。ありがとうございます。しかしながら、書類は環境省は少し長く保存していただけると、その方が次につながっていくのではないかなどというふうに思います。

このバイオマスにつきましては、バイオマス・ニッポン総合戦略が閣議決定をされ、また京都議定書目標達成計画の中でもその推進がうたわれております。ただ、この推進に当たっては関係省庁がとても多くて、それぞれに事業が行われておりますけれども、地域の実情に即した取組が進んでいくためには関係省庁間の十分な連携が必要になりますということは言うまでもございません。そうした意味において、地球温暖化対策推進本部の副本部長である小池大臣には、是非ともリーダーシップを發揮されますことを御要請いたしたいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) バイオマスは、脱温暖化社会を実現するという大きな目標の中で、このバイオマス資源の利用システムを確立するといふのは大変重要なことだと考えております。バイオマス・ニッポン総合戦略と連携をして、また地域ブロックごとに関係省庁そして地方自治体が連

携します地域エネルギー・温暖化対策推進会議の活用などによつて取組を進めてまいりたいと考えております。特にスウェーデンなどの例について

はやはり私自身も興味持つておりますし、このバイオマスはもっと日本でも積極的に取り入れられる余地はたくさんあるのではないかと思っております。

今日の小川町の件につきましても大変参考に聞かせていただきました。ありがとうございます。民主党・新緑風会の福山でございます。

島田委員に引き続きまして質問をさせていただきたいと思います。今日はあんまり時間がありますので、ちょっと大きな話を幾つか大臣に御見解をお伺いできればなと思います。

京都議定書に関しては私も大変思い入れがありまして、九七年のCOP3が京都だつたこともありました。ただいま、その次の年に参議院に当選をさせていただいて、ずっと環境委員会でこの問題を追っ掛けましてまいりました。

京都議定書の中身は、とうとうCOP10まで行きましてかなり詳細に国際的な議論が積み上がってきておりまして、専門的な用語が多くなってきていたんだん私も付いてこれなくなつております。ただ、これからもウォッチングをしていきたいと思っておりますし、二月の十六日に京都議定書が発効したことは本当に喜びでございまして、歴代の環境大臣始め環境省のそれぞれの皆さんの努力に対しても心から敬意を表したいと思いますが、勝負はこれからだということで、ようやくスター

トラインに立つたなというふうに思つておりますので、是非これからもお力添えを、御尽力をいたさないといふふうに思つています。

○國務大臣(小池百合子君) バイオマスは、脱温暖化社会を実現するという大きな目標の中で、このバイオマス資源の利用システムを確立するといふのは大変重要なことだと考えております。バイオマス・ニッポン総合戦略と連携をして、また地域ブロックごとに関係省庁そして地方自治体が連携します地域エネルギー・温暖化対策推進会議の活用などによつて取組を進めてまいりたいと考えております。特にスウェーデンなどの例について

はやはり私自身も興味持つておりますし、このバイオマスはもっと日本でも積極的に取り入れられる余地はたくさんあるのではないかと思っております。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山でございます。

島田委員に引き続きまして質問をさせていただきたいと思います。今日はあんまり時間がありますので、ちょっと大きな話を幾つか大臣に御見解をお伺いできればなと思います。

京都議定書に関しては私も大変思い入れがありまして、九七年のCOP3が京都だつたこともありました。ただいま、その次の年に参議院に当選をさせていただいて、ずっと環境委員会でこの問題を追っ掛けましてまいりました。

京都議定書の中身は、とうとうCOP10まで行きましてかなり詳細に国際的な議論が積み上がってきておりまして、専門的な用語が多くなってきていたんだん私も付いてこれなくなつております。ただ、これからもウォッチングをしていきたいと思っておりますし、二月の十六日に京都議定書が発効したことは本当に喜びでございまして、歴代の環境大臣始め環境省のそれぞれの皆さんの努力に対しても心から敬意を表したいと思いますが、勝負はこれからだということで、ようやくスター

トラインに立つたなというふうに思つておりますので、是非これからもお力添えを、御尽力をいたさないといふふうに思つています。

○國務大臣(小池百合子君) バイオマスは、脱温暖化社会を実現するという大きな目標の中で、このバイオマス資源の利用システムを確立するといふのは大変重要なことだと考えております。バイオマス・ニッポン総合戦略と連携をして、また地域ブロックごとに関係省庁そして地方自治体が連

ございますが、今年も一月の末に行われまして、ダボス会議で約七百人の出席者の中で、世界の指導者が選ぶ、優先順位トップ六を選ぶというアンケートが行われました。

項目は、世界経済とか貿易とか中国とか大量破壊兵器とか中東、貧困、気候変動、十四の課題から六つの項目を選ぶというアンケートだったんですが、何と一位が貧困、二位が公平なグローバル化、三位に気候変動が入つておりまして、非常に会場にいた方々も驚いたというふうに私承つておきました。世界経済は何と九番目、中国脅威論等は十三位ということで、ダボス会議に出たリーダーがみんな実は貧困と気候変動の議論が重要だと言わわれたと。

その翌月に京都議定書が発効したことでも時代の流れかなと思つておりますし、三月にはEUが、温暖化ガスについては二〇二〇年までに一五%から三〇%の目標をしなければいけないと。今、京都議定書の第一約束期間における目標なんというものは実際の温暖化の流れからいうと貢献が少ないと、もつと具体的に大幅に目標を上げなければいけないんだということを、EUが一五%から三〇%というふうに決めました。

また、去年のCOP10で決まりましたいわゆる国際セミナー、二月に発効して、今年の年末にCOPMOP1が初めて開催されるわけですが、それに先立つ国際会議のセミナーを五月の十七日、つい最近までやられてこられて、環境省も審議官等がボンに行かれて議論をされてきたというふうに思つております。つまり、国際的な動きは非常に気候変動に向けて動いていると。

そこで、更に申し上げれば、いわゆるサミットでも、イギリスがホスト国でございますが、ブレア首相が昨年の九月に気候変動についての演説をし、そしてサミットでも貧困といわゆる温暖化、気候変動がテーマになると。EUはアメリカが京都議定書から離脱したことを含めて非常にこの気候変動について主導権を取ろうという動きが私は頭著だと思っておりまして、それは国益も関係し

ますから、すべてがすべてEUの言つてのこと

が地球の温暖化について寄与するだけではなく、いろんな外交的な問題があるというふうに思つておりますが、オーストラリアとアメリカが京都議定書から離脱をしています。日本は批准をして一トライアの関係の中で非常に微妙なやじろべえの状況にあります。

更に申し上げれば、日本は、先ほどからお話をされましたように、六%の約束ができるかどうか非常に微妙な状況で、御案内のように、八%現状は増加をしておりますから、プラス一四%を削減をしなければいけないという状況になると。

これから国際会議で、サミットの場とかでアメリカを巻き込もうというのがEUの戦略だとしたときに、我が国がどういうスタンスを取つていくのか。サミットはもうすぐ日の前でござりますし、十二月にはCOPMOP1があるという状況で、今大臣はどのような認識なのかと。

六%の削減の約束をすることは、これはもう当たり前の話でございますが、EUのようになつて、二約束期間、更に言えば、二〇三〇年、二〇五〇年に向けて、日本はもう少し大きな目標を掲げてある種の国際会議で出していくような構えが必要なのではないか。若しくは、アメリカとの関係も後でお伺いしますが、そういう点について、EUの動きも含めて大臣がどのような御認識なのか、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) 今この時点でボンでセミナーが開かれて、そしてその後、SBSTAが開かれているという、こういう現状でござります。今回も日本から、今環境省の方から竹本審議官が行つておりますけれども、議長役が外務省の方の小西前大使、そして日本政府代表として西村大使が日本の考え方をこのセミナー、今回のボンのセミナー、やはり注目されるセミナーでござりますけれども、そこで日本のこれから対応の指針といいましょうか、それを示させていただきま

それは何かというと、すべての国が参加するそういうした枠組みが必要であるということ、これを訴えさせていただいているわけでございます。かといって、すべてが参加できても、それが結局、地球温暖化対策でどういう効果が出てくるのかがなければ意味がないわけでございますので、これからが、ボンのこの今回のセミナーを経まして、これからまた七月にはG8、そしてまた十一月ではモントリオールでCOP11、それが初めてのMOP1ということにつながつてくるわけでございます。

そういった中で、国際会議において我が国といたしましては、今申し上げた今回のボンのセミナーで基本的な考え方について申し上げた、それにいろいろと肉付けも、今後外交的な場において、そういう基本方針を基に、今後の気候変動、そしてまた地球温暖化対策の中で我が国としての役割をしつかり果たしてまいりたいと考えております。

ちなみに、言うまでもなく、我が国の6%削減という第一約束期間における我が国の義務ということをしつかり果たすということは、これはもう言うまでもないわけでございますし、またそのために今回この計画を出させていただいているわけでございます。

また、EUの流れについては、今御質問の中にございました。ちなみに、三月二十三日にEU首脳会議が開かれた際の文言ですけれども、いわゆる工業化前と比べて二度Cを超えるべきではないと。そのために、先進国は二〇二〇年までに温室効果ガスを一九九〇年比一五から三〇%削減することが検討されるべきという文言が盛り込まれているわけでございます。どこの国でも、どういふ会議でも、結構このワーディングというものはもめるところでございまして、その意味では検討されるべきという言葉が付いているということでございます。

まだこの長期目標については国際合意はないわけございませんけれども、私どもは、これは地球

温 暖 化 対 策 で この 長 期 目 標 と い う こ と は 重 要 な 檢討課題の一つだと考えております。そのため、中環審の下に国際戦略専門委員会がございます。これが、ここで今長期的な観点からの気候変動対策についての御議論をしていただいておりまして、現を取りまとめ中ですけれども、第二次中間報告案をおまとめていただくという流れとなつております。

こうして、温暖化による悪影響の顕在化の未然防止という観点から、将来にわたる温度上昇を工業化前を基準に二度C以内に抑えるとの考え方は、おまとめていたとおり得るとの見解が盛り込まれたところでございます。

このように、国内においての温暖化防止対策の着実な実行、そしてまた、こういった長期目標も、これらながら日本として何をすべきかということを更に細かく碎いて、そして、それをまた実効あらしめるような方策についての肉付けを今後とも重ねてまいりたいと考えている次第でございます。

○福山哲郎君 御丁寧にお答えいただきありがとうございます。じや、ちょっとだけ簡潔にお伺いします。

日本は、じゃ今のスタンスと余り変わらないんだろうなどいうふうに思いますし、それでサミットを行き、COPMOP1にも出ていくのかなといふふうに今推察をしましたが、EUが、去年ロシアが批准をするに当たって、WTOの会議でも相当譲歩をしてロシアを京都議定書の枠組みに取り込んだ。今回、先ほどのダボス会議の話も申し上げましたし、EUの流れ、それからサミット。

EUでも、例えばイギリスの態度は、今回のG8のサミットにおいて気候変動をあえてテーマの中の一つに入れているといったことは、その外交上もアメリカの取り込みということも当然念頭に入れているわけでございます。ただ、アメリカの方のそれに対する対応というのとは逆に、これは私の私見でございますが、EUが突っ走るかえってアメリカは乗つてこないというような外交的な綱引きも、これは現実として行われているわけでございます。

この辺はいろんな、例えばロシアを今回の批准に持つて、いくためのWTOという一つの目標ですね、ロシアにとっての目標との駆け引き、そういうことを考えてみますと、今後、アメリカをただ除外をするという作戦が本当の意味で効果的なかどうかというのは大いに考えなければならない点かと思っております。

我が国はやじろべえではございませんで、私は十分懸け橋になり得るのではないかということから、日米間のワークショップなども頻繁に開催もし、そしてまたメタン、今回も温室効果ガスの中での比率の分野の考え方を明確にしたわけでござりますけれども、例えばアメリカが大変注目しているメタンの部分など、そういうたところで合同について大臣はどのような御認識なのか、お答えをいただけますでしょうか。

僕は、決してEUの動きがいいとか悪いとかといふふうに思っているんではありませんが、日本政府としてはどういう認識でEUの動きを受け止めているのか、決してお答えをいたしまして、ありがとうございました。

めているのかというのは外交上非常に重要なことですから、お聞かせをいただきたいと思つております。

○國務大臣(小池百合子君) EUの動きにつきましても、先ほどの合意文書にあるように、非常に長期的に考へている、また、当然のことながら戦略的であるわけでございます。

方法は幾つかあるかと思つております。目的は、地球温暖化をすべての国が参加する形でどうやって実行していくかということでございまして、アメリカを孤立させるということがプラスなのか、若しくはそれをどうやつて今後の枠組みの中で取り込んでいくのかということの考え方ではないかと思つております。

EUでも、例えばイギリスの態度は、今回のG8のサミットにおいて気候変動をあえてテーマの中の一つに入れているといったことは、その外交上もアメリカの取り込みということも当然念頭に入れているわけでございます。ただ、アメリカの方のそれに対する対応というのとは逆に、これは私の私見でございますが、EUが突っ走るかえってアメリカは乗つてこないというような外交的な綱引きも、これは現実として行われているわけでございます。

○福山哲郎君 私は、EUがアメリカを除外をしようと思つて申上げていません。そういう可能性もあるし、逆に言うと、サミットといふ別の枠組みでアメリカを取り込もうとしていたときに、例えばサミットの場で日本がどういう形で対応するのかについてお伺いをしたかったわけです。

それは外交上ですから、言えることと言えないことがあります。先ほど大臣が言われたようだな、今までの既定の路線で6%は何とか守りたいたいと思いますよと、京都議定書の枠組みに日本は入っていますよと、COPMOP1以降はいろんな各國が入ってきてもらいたいですねというような、ある種の今までの延長線上の話でいいのですかと、国際社会は今年の冒頭から京都議定書発効を受けていろいろ動いているのではないかと、京都議定書の枠組みに日本は入っていますよと、COPMOP1以降はいろんな各國が入ってきてもらいたいですねというようなことがあります。しかし、なぜかお答えいただけないので、それは残念なんですが、副大臣、何か御意見あれば、

○副大臣(高野博師君) 今大臣がおつしやったように、私は、EUというのは非常に長期的に物を見なれば結構です。何か御意見があれば副大臣、お答えいただければと。

○副大臣(高野博師君) 今大臣がおつしやったように、私は、EUというのは非常に長期的に物を見て対応していくという、そういう考え方を持つておられるので、今回の京都議定書を受けて、やっぱり日本はもう少し対EUに対してあとアメリカも見て対応していくという、そういう考え方を持つておられるので、今回の京都議定書を受けて、やっぱり日本はもう少し対EUに対しても戦略をもう一回練り直す必要があるのではないかという考え方を個人的には持つております。

○福山哲郎君 副大臣、思い切つてお答えをいたしまして、ありがとうございました。

小島局長、何か御意見があればいただけますか。

○政府参考人(小島敏郎君) 大臣、副大臣の指示を受けてやつていただきたいと思っております。

○福山哲郎君 すばらしいお答えでございました。

もう実は二分しか時間がなくなりました。また来週、いろいろ御質問をしたいと思いますが、多くの課題残っていますし、実際アメリカと、大臣がよく言われる、アメリカに積極的に働き掛けると言われておられます。それについて一体日本はどのように働き掛けをこの半年例えてやつていくかと、中国との政策対話の問題で、中国は今鉄鉱石も含めて鉄鋼の生産量が多いわけですから、中国との対話を、政策対話を日本はどのようにやつてきたかとか、少し長期的で、そして大きい面で、外務省も交えて、やっぱりこの問題は国内の達成ももちろん重要ですが、やらなければいけないんですが、少しだけ意見を議論していかなきゃいけないなというふうに思っているので、是非、委員長にもお願いなんですが、法案の審議も重要なことでございますが、その法案にかかる京都議定書でございますので、長時間の審議を是非理事の皆さんにもお願いをしまして、今日の私の質問を終わりたいと思います。

○委員長(郡司彰君) 今提案については理事会でよく協議をいたします。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

地球温暖化対策推進法の一部改正に伴う法律案について質疑をしたいと思います。

今回の法律並びにそれに関連しております京都議定書目標達成計画、これは極めて重要な私自身も認識しております。先ほど、貧困の問題等ありましたけれども、確かにこの地球温暖化の問題というのは、ミレニアム開発目標、これともかかわってくる話でありまして、かかわってくるといふのは、やはり地球温暖化がどんどん進むことになりましたけれども、確かにこの地球温暖化の問題を受けるのはそういうところであろうと思うんですね。

私は、この条約の関係で、京都議定書が正に効したということは極めて重要で、この人類史を考えると言ふとちょっと大げさな言い方でありますけれども、世界百数十か国がこれを批准したとばして、つまり環境と経済における好循環の國の姿をより確にしていく大きなチャンスになる。

さらに、私は、これはほんの一歩であるにすぎない。先ほど二〇三〇年とか二〇五〇年の話がありましたが、正にこれからは、二〇五〇年近辺で考えたとしても半分以上削減しなければいけないという議論もあつたりするわけであります。

で、そういう長期的な視点も含めながら、今後更にやつていかなければいけないという、そういう意味もあって、そのスタートとしては非常に、スタートであるべき内容として対応していくなければならない。

さらに、このスタートの関係から、今度二〇〇七年にこれは見直しをするという話になつていて

わかれであります。そのため、その見直しのチェックの仕方についても、これはP D C Aという話が出ておりますけれども、その辺についても、やはり今の段階でどういう形でしっかりとやれ得るのかというこ

とについても私は議論を深めていかなければいけないんではないかと思います。もちろんこれは

年間のDはどうする、Cはどうする、あるいはAはどうするかということについて具体的には触れられていませんけれども、その辺についても、やはり今の段

階でどういう形でしっかりとやれ得るのかというこ

とについても私は議論を深めていかなければいけないんではないかと思います。もちろんこれは

年間のDはどうする、Cはどうする、あるいはAはどうするかということについて具体的には触れられていませんけれども、その辺についても、やはり今の段

階でどういう形でしっかりとやれ得るのかとい

うことがあります。

○國務大臣(小池百合子君) 今回の計画、目標達成計画を作る際もそうお示しさせていただいている

決意で、どういう姿勢でこういつた問題に対して取り組んでいくか、御答弁をお願いしたいと思

います。

それから、六%の関係でありますけれども、私

は最大限国内で対応をやつしていくべきだと思いま

すけれども、しかしながらなかなか難しいとい

うことです。

そういうふうに使うかということも考えていかなければいけないなと思います。

いついた意味では、京都議定書の中の京都メカニズムをいかに使うかということも考えていかなければいけないなというふうに思います。

ばいけないなというふうに思いますし、そういう

中でこういった面のことを更に超長期的に考えていますと、好循環の國をどうつくりていくか、

つまり環境と経済における好循環の國の姿をより確にしていく大きなチャンスになる。

そういう意味では、特需という言い方がお

かしいですけれども、そういう特需が超長期にわ

たって続していくという話になりますから、それが終わつた段階では世界にモデルを示すことがで

きるような内容を伴つているようにしていかなければいけないと、そういうふうにもまた考えてお

りまして、それから二〇一三年以降の新しい枠組みをどうつくるかということもこれまで重要な

ことです。

我々公明党もこういう環境問題に対する熱心

にやつてきた政党の一つでありますけれども、二

月の十六日には、これは大臣にも申入れをしてお

りますけれども、七分野二十八項目にわたつて指

摘してございます。様々な形の項目があるわけ

でありますけれども、いずれにせよ、この二〇五〇

年のことも考えながら、かつまた長期的な、超長

期的なことも考えながらやつていかなければいけ

ない、非常に道のりが長い、しかしながら可及速

やかにやらなければいけない対策の問題もある

と。そういうふうに私は議論を深めていかなければいけ

ないんではないかと思います。もちろんこれは

年間のDはどうする、Cはどうする、あるいはAはどう

するかということについて具体的には触れられ

ていませんけれども、その辺についても、やはり今の段

階でどういう形でしっかりとやれ得るのかとい

うことがあります。

○加藤修一君 超長期的な関係では、やはり二〇

五〇年で、二〇五〇年問題というふうに言つても

いいと思います。その二〇五〇年からこちら、現

代の方に倒しながらどういうふうに将来の環境の

ありようを考えしていくかが極めて重要ですので、

そういう二〇五〇年を起点にして物事を考える

回、温暖化対策法で法律の目的、人類の福祉に貢献ということをうたわせていただいております。

二十世紀が環境の世紀である、そしてまた地球温暖化問題への対応というが人類共通の重要な課題であると、先ほどもダボス会議での優先順位がいかに高いかのお話もございました。

そういう意味で、我が国はこの環境の世紀に

おいて他の国のモデルとなる環境先進国を目指していく、そしてまたその役割を果たしていくべき

と考えております。そしてまた、京都議定書におきましても、六%削減の約束を確実に達成すること、そ

してさらには、長期的、継続的な排出削減を目指すと、そういう流れをつかりとしたものにしてま

いりたいと考えているところでございます。

今年の二月十六日に京都議定書が発効、そのイ

ベントの際にも皆様方にもお越しいただきました。やはりこれは地球そしてまた自然ということ

に對しての地球環境の保全ということで人類が初

めてこのような形で取り組むという大事業でござ

ります。そういうふうな形で取り組むことから

一つ一つの役割を果たしていきたいと、そして目

標達成計画に盛り込まれた内容をしつかりと達成

をしてまいりたいと、このように考えているこ

とでございます。

○加藤修一君 二月十六日のときでありますけれども、細田官房長官とお会いしました。こちら側は十三名の国会

議員ということでおざいましたが、こちらの申入

の説明をし、それに対しても官房長官のお答えがあつたわけありますけれども、何とかできると、

これは厳しいけれどもまあ何とかできる、油断はできませんよと。私は非常に積極的な発言であつたなと思って内心びっくりもし、かつまた政府の対応に対して期待をしたところであります。その席上、環境省の方が二、三人いたと思います。こういう官房長官の言葉をどういうふうにそのとき受け止めているか、その辺についての見解を示していただきたいと思います。

三人のうちの一人でございますけれども、京都議定書目標達成計画というものは、そういう意味では

日本が六%を達成するという試験に受かるための計画でござります。勉強の計画ができたら大学を受けて受かるというわけではございませんで、勉強計画を立てたらしつかりそれに従つて勉強しなないと試験にも受からないということでござります。

この計画に従つていけば大丈夫だよと、だけど、その書いてあることをしつかりやつていかないと、それは勉強の計画だけでは、それは大学にもどこの試験にも受からないと、こういうことでございますから、それをしつかりやらなきゃいけないんだということだろうと受け止めました。例えば、今回の計画では、フロンの目標値をプ

おりまです。その対策の中には、フロンの回収率、議員立法で作っていただきましたフロンの回収・破壊法、これも、先ほどのお話ではありませんが、法律でございますから一〇〇%実施していくければいけないわけでございますが、その成果は三〇%ということにとどまっています。これを六〇%までにはこの第一約束期間の間に引き上げていくということで書かれております。このためには、私ども、議員立法で作っていただきました法律の強化、改正が必要だというふうに事務的に思っております。議員立法でございますので、これを作つていただいた方々とこれから相談もしていきたいというふうに思つております。

あるいは、京都メカニズムにおけるクレジットを国に移転するための仕組みを実現せよということが書いてあります。これは一・六%の部分を確実にするということでござりますが、これも、それは今ないわけでございまして、二〇〇六年度から実施できるようにそれを行うということで、今後やるべきことが計画の中に多々書いてあります。環境税について真摯に総合的な検討を進めるということもそのうちの一つであると思っておりまます。

それから、委員御指摘の、ドゥーの後のチエツ

クについて、その進捗状況を点検し、評価、見直しを行うことのため、これまでどういう計算でその削減の数値を出してきたかということは前の大綱出しておりませんでしたけれども、今回、参考資料ということで公表して、その基礎を提供しているということです。

なさいといふに私どもは受け止めておりま
す。
○加藤修一君 今般の法律の第三十一条には主務
大臣等が書いてありますて、環境大臣、言つまでも
ない話ですけれども、もう一つ明確に書いてい
るのは経済産業大臣になるわけで、環境行政とい
う意味では、私は、環境省も当然環境行政やつて、

それが専門でやっているわけでありますけれども、経済産業省も環境行政ということについては、これ非常に強力な形で私はやっていると思っております。この経済産業省がどういうふうに出るかということが極めて重要だと思つておりますし、また大きな期待もしております。

今回、省エネ法もかかっているわけでありますし、あるいは再生可能エネルギー、これを積極的に推進しようということで、既に日本版のRPS法が施行されているわけありますけれども、これはもう見直しの段階に入ってきていると、積極的に私は再生可能エネルギーというのを進めていかなければいけないと。

しかし、一部の人によりますと、これは再生可

能工エネルギーを進めないような法律の中身になつてゐる。法律、それはいいんですけども、政省令でキヤップをかぶしてしまつて、それ以上伸びないような形になつてゐる部分もなくはないな、なるほどねと。そういうふうに、私も部分的には賛同するところがあります。そういう問題があります。

す。これについてはやはり早急に私はやっていくべきだと思っておりますので、強く要望しておきたいと思います。

それから、エネルギーの需給計画の関係で一〇三〇というのがありますけれども、先ほど来一〇五〇年の話が出てきておりますので、やはり一〇

五〇年ということで、もう少し延伸させる。そういう計画の策定をやはりいち早く、私は、経済産業省としては取り組んで、やはり国際社会における共通の情報を含めて、そういうたて面についての対応を十分やつていく必要があるのではないかなと思っておりますので、これについても是非やつていただきたいことを要請しておきたいと思いま

それから、水素社会の関係については、「〇一二〇年に燃料電池、これは一千万キロワット発電で作るようになりますと、あるいは燃料電池車、車の方でありますけれども、これは数百万台出回るようにしていきたいと、そういうロードマップを作っているわけでありますけれども、やはりこういった面についてもつと拡充していく必要があるのではないかなどと思つてございます。

それからあとは、様々な形で環境行政にかかわることを経済産業省やつているわけなんですけれども、今回のこの地球温暖化の関係の法律ということで、経済産業省がどういう姿勢で、というのは、今まで環境税の関係についても環境省と経済産業省の間でなかなか整理ができなかつたという

○政府参考人(深野弘行君) 当省のこの地球温暖化問題への取組の考え方でございますけれども、この環境税の話はおいておいたとしても、要するに、この問題についてどういう姿勢、どういう決意で臨もうとしているのか、それについて御答弁をお願いしたいと思います。

め、関係する施策を盛り込ませていただいたところでございます。したがいまして、この京都議定書の目標達成に向けて、この中に挙げられている施策、これについて、これを確実に実施していくというのが当省に課せられた使命というふうに考えております。

また、今排出量の現状を見ますと、なかなかこの達成のために努力が要るわけでございまして、これまでその排出抑制を着実に進めてきております産業部門にも一層の努力を促していくとともに、さらに、排出増加が非常に多い民生部門などにつきましても対策強化を図っていくことで、目標達成に向けてまた取組をしていきたいということでござります。

そういうしたことから、今国会にも省エネルギー法の改正、強化につきまして御提案を申し上げておるところでございまして、これを始めといたしまして、省エネルギー対策、あるいは産業界が行つております自主的な取組のフォローアップ、そういった面の対策を強化していくたいと。それからさらに、いろいろ御指摘いただきました新エネルギー対策、あるいは将来の水素社会、こういった点につきましても研究開発への取組など、更に取組を強化していくたいというふうに考えております。

それからもう一つ、我が国の大変進んだこの環境エネルギー関係の技術を国際的に活用していくということも大変重要なと思っておりまして、今

先進国は二〇〇〇年に九〇年に安定化をすると、そういう目標でいろんな政策を打つんだと、そういう趣旨のことが書かれております。温暖化防止行動計画と沿った内容になつております。この計画は、そういう意味では目標は掲げておりますけれども、政策のリストを掲げているにとどまつておりまして、それを達成するための具体的な施策をどうするかということは書いておりませんでした。

この温暖化防止行動計画から京都会議が終わつたときの当面の対策を取りまとめた大綱、それから批准に当たつての改定された大綱、そして今回の計画というふうに、政府におきます対策の全体像を示すものが変わつてきたわけでございますが、今回の計画、最初に大臣が申し上げましたけれども、第一約束期間を三年に控えまして、具体的な対策と、それでどれだけの量を削減するかということをかなり緻密に計画に書き、その参考資料にも付けております。今回の評価、見直しを契機に、この三つの計画を読み直した上でさらに今回の計画の見直し作業を行つていったわけでございますが、そういう意味では非常に、改定をされる都度、あるいは計画を作つていく都度、非常に精緻化をされ、実現可能性に沿つたものになつております。

これは計画のこととござりますけれども、実際の対策というのは六つの、六種類のガスのうち、ほかの五つのガスはそういう意味では政策の効果が出てきていると着実に減少をしておりますし、その成果を受けて、今回の計画も目標を更に高いものにしたということであります。

問題は大宗を占めるエネルギー起源の二酸化炭素というものが、最初の温暖化防止行動計画もそ

うですが、安定化をする、あるいはプラス・マイナス・ゼロに抑えるというような目標をずっとやってきたわけでござりますけれども、そのことが計画に反してどんどん増えてきていると。つまり対策の効果を打ち消す活動量の増大があると、こういうことだと私ども認識しております。

業部門も業務その他部門もあるいは家庭部門も、

二〇〇二年の排出量に比べてそれぞれ三千万トン

ずつ減らしていただく、こういうように計画を立てるわけがございます。この計画を着実に実行するということが現在の課題だと思つております。

○加藤修一君 今回の計画はそういう意味では

実効性があるという、正に効果が出るという、そ

ういうことを念頭に置いて作ったということです

から、それは大きく期待していきたいと思います。

けれども、二〇〇七年時点でやつぱり相当でき得

たという実績を私は上げるために最大限このス

タートの時点が一番大事でありますので、積極的

な展開をしていただきたいと思います。

丁寧な答弁がありましたので時間があつという

間に過ぎておりますけれども、それでちょっとス

キップいたします。

第八条の政府実行計画の関係でありますけれども、先ほどもどなたか質問がありましたがし

ません。この実行計画、政府実行計画は政府が

当然やるんでしょうけれども、国の責務といふの

は第三条だったでしょうか、そこあります。そ

の国の責務の中には、最高裁判所を始めその司法

の関係分野、それから国会もその中にいると、そ

ういうふうに理解していいですか。

○政府参考人(小島敏郎君) 法律上の言葉とし

て、国は国総体でございまして、行政府、立法府、

司法府、すべて包含をした言葉でござります。行

政府を表す場合には、政府はというような主語を

用いるというのが通常の用い方でござります。

○加藤修一君 今日は参議院の事務総長に来てい

ます。

○政府参考人(小島敏郎君) 法律におきます責務

は、行政府だけではなく、立法府、司法府も含め

た総体としての国に係つております。

○加藤修一君 ただいま事務総長の方から、現在

退室されてよろしいです。

もう一つ、司法の関係がありますけれども、是

非おいでいただきたいということだつたんですね

けれども、国会法七十二条の関係で本当はお呼びで

きる」と私は思つておりましたけれども、

ただ、司法の関係についても、私は、今、国会

の参議院の方の関係でありますけれども、そい

う話があつたと同じように、司法の分野について

もしつかりと対応していくべきでなからうかと。

ただ、私が知つてゐる範囲では、環境の関係の担

当事者がおりませんとか、あるいは環境教育の研修

についてはなかなか難しい段階ですか、そういう

言い方をしてゐるというところを私はしてお

りまして、そういうレベルでは私は難しいんでは

ないかなと。やはり私は、行政府が行つていると

同じような形で、実行計画を司法の分野におきま

してもしつかりと作り上げていくべきでないかな

と、そんなふうに思つております。もちろん環境

管理計画ということについてもしつかりと対応し

ていただきたいと、そういうふうに思います。

時間がもう数分しかなくなりましたので。

それで、法律に地球温暖化対策推進本部、こ

が総合調整をするというふうに書いてございま

す。総合調整というのはなかなか我々聞いても分

かりづらいんですね。この計画は、先ほど局長か

ら話がありましたように、実効性を上げるためにと

正に成果をしっかりと示すべき内容になつてゐる
んだという話であります。

総合調整は一体どこがどうやるかと。これは本
部が当然やるわけでありますけれども、具体的に、
そのP D C Aですね、この関係の流れを明確にど
ういうふうにやつていく中で総合調整を図るかと
いうことなんですか。

弁いただけますか。
○政府参考人(森本英香君) お答え申し上げま
す。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

価、見直しの過程で国民の参画が実質的に確保さ
れるような場を設けると、そういう形で更に国民
の意見も踏まえましてP D C Aを進めていきたい
というふうに考えております。

○加藤修一君 終わります。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

ます。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

価、見直しの過程で国民の参画が実質的に確保さ
れるような場を設けると、そういう形で更に国民
の意見も踏まえましてP D C Aを進めたいとい
うふうに考えております。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

価、見直しの過程で国民の参画が実質的に確保さ
れるような場を設けると、そういう形で更に国民
の意見も踏まえましてP D C Aを進めたいとい
うふうに考えております。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

価、見直しの過程で国民の参画が実質的に確保さ
れるような場を設けると、そういう形で更に国民
の意見も踏まえましてP D C Aを進めたいとい
うふうに考えております。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

価、見直しの過程で国民の参画が実質的に確保さ
れるような場を設けると、そういう形で更に国民
の意見も踏まえましてP D C Aを進めたいとい
うふうに考えております。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

ます。

計画に明確に書いてござりますけれども、パブ
リックコメントの際に御意見がありました。評
価、見直しの過程で国民の参画が実質的に確保さ
れるような場を設けると、そういう形で更に国民
の意見も踏まえましてP D C Aを進めたいとい
うふうに考えております。

○市田忠義君 先月二十八日に閣議決定されまし
た京都議定書目標達成計画、この問題について
お答え申し上げま

ます。

経団連の自主行動計画は、産業・エネルギー転
換部門における対策の中心的役割を果たすと
いうふうに位置付けられております。その目標につき
ましては、経団連の自主的な目標というのは、全
体の目標をプラス・マイナス・ゼロ以下にすると
いうことと、各個別業種が自らの目標を立ててお
ります。その両方が達成をされるということが積
極的に奨励をされるということで、透明性、信頼
性、目標達成の蓋然性の向上をするように関係審
議会等において定期的にフォローアップを行うと
いうふうに記述をされております。

○市田忠義君 中、効果を上げているというふう
におっしゃいました。私、企業が一切の努力をし
ていないとは思いませんが、努力というよりもむ
ろ自然減、生産量、生産指數が減つたから若干
占めますか。

○市田忠義君 二割といつことござります。

ということでおございます。今回の算定・報告・公
表制度もその基盤ということになりますし、その
自主的な取組を支援をする様々な施策も計画に盛
り込んでおります。

○市田忠義君 第二ステップにおきましては、自主的な取組を支援する様々な施策も計画に盛
り込んでおります。

○市田忠義君 最大限発揮していただきといた
いことでございます。

○市田忠義君 今、効果を上げているというふう
におっしゃいました。私、企業が一切の努力をし
ていないとは思いませんが、努力というよりもむ
ろ自然減、生産量、生産指數が減つたから若干
横ばいとか、そういうことになつていてると。

○市田忠義君 なかなか自主性にやだねているだけでは環境を
守れない、だから一定の規制がどうしても必要
だと。これは今、世界の一つの流れにも私はなつ
てきているというふうに思うんですけども、前
の一貫質疑でも私取り上げましたが、ドイツなど
では政府と産業界との削減の協定締結すると。こ
れは別にドイツだけじゃなくて、イギリスやオラ
ンダやアメリカでも行われていると。

○市田忠義君 この削減協定を政府と産業界との間で締結する
ことが必要だというふうに私は思いますが、大臣
の基本的認識をお聞かせください。

○市田忠義君 これまででも経団連の
基本的認識をお聞かせください。

ぶことと、こういうことが明記されています。私、もう一つ聞きたいんですが、今度の目標達成計画で、「あらゆる政策手段を総動員して、効果的かつ効率的な温室効果ガスの抑制等を図る」と、そう書かれていますが、環境税と国内排出量取引制度、これはどのように書かれていますか。

○政府参考人(小島敏郎君) まず、国内排出量取引制度についてお答えをさせていただきます。国内排出量取引制度は、経済的手法のうちの一つこれは環境税もそうですが、ボリシーミックスの手法ということで計画に位置付けられております。第一ステップにおきましては、自立的な国内排出量取引を実施をすることでございます。

御指摘の国内排出量取引制度、EUのような制度でございますが、これについては、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済へ与える影響等の幅広い観点について総合的に検討していくべき課題であるとされておりまますので、検討を進めたいと思っております。

○委員長(郡司彰君) ちょっと。答弁ありますか。

○市田忠義君 簡潔に。

○政府参考人(田村義雄君) はい。

環境税の方の位置付けでございますけれども、環境税につきましては、ボリシーミックスの考え方にとって活用します経済的手法の一つだとして項目が立てられておりまして、具体的には、国民会を始め各方面における温暖化対策全体の中での位置付けとか効果とか、あるいは国際競争力に与える影響とか等々を踏まえまして、きちっと真摯に総合的な検討を進めていく課題であると、そのように記述をされているところでございます。

○市田忠義君 国内排出量取引制度ですけれども、「総合的に検討していくべき課題」と、大変便利な言葉で、要するに先送りと。衆議院の、私、会議録を読んでおりましたら、經濟活動に対する政府の介入が過度にならないかと。これは経済産業省の答弁などで、国が各主体に排出量の割当てをするから經濟活動に悪影響を与えるという答弁も衆議院の会議録を読むとなつてあります。

私は、自主計画にゆだねている、すなわち個々の企業の自主性にゆだねているだけでは環境を守れない、やっぱり地球や人類の存続にかかわる問題ですから一定の規制がどうしても必要だと。

私、大臣に聞きたいんですけど、アメリカが京都議定書から離脱したときに、アメリカ経済の悪化をもたらすからだといったときに、経済学者たちが、アメリカの、そうではないという声明を出したのを御存じでしょうか。事実だけで結構です、御存じかどうかだけ。

○国務大臣(小池百合子君) 当時は環境大臣ではございませんけれども、そういった事実、そういう新聞記事を読んだことを覚えております。

○市田忠義君 ノーベル賞受賞者八人を含む二千五百人のアメリカの経済学者が、そういう温暖化対策、環境対策を企業がやったからと、アメリカ経済にマイナスの影響を与えることはない

と、こういう声明を発表しています。

○市田忠義君 はい。

○政府参考人(田村義雄君) はい。

環境税の方の位置付けでございますけれども、

環境税につきましては、ボリシーミックスの考え方にとって活用します経済的手法の一つだとして項目が立てられておりまして、きちっと真摯に総合的な検討を進めていく課題であると、そのように記述をされているところでございます。

べきだ、それから地域経済への貢献をきちんと企業がやるべきだと。そして、私注目したのは、環境とか資源とかエネルギー問題は人類共有の財産なんだ、それをただ一企業がもうかりさえすればいい、後は野となれ山となれということになれば、企業の発展をも阻害する、社会全体の大きな否定的影響を与えると同時に、企業そのものも発展をも阻害する。

こう言っています。あえて言うが、一社がやろうとすればその会社が経営危機に追い込まれる。私、これも真理だと思います。競争社会、市場原理の下で運営されている社会ですから、一企業だけにそのことを求めたら、環境対策に莫大なお金を注ぐことになれば、その企業の利益は少なくなる。一企業単位で見ればそうだろう、だから一つの企業だけでそれをやるのは難しいと。

で、こう言っています。一部の企業のみの対応で解決される問題ではない、日本の経済社会システム全体を変えていく必要があると。私は、私の言葉に翻訳すれば、少なくとも一定のルール、どの企業も守らなければならない社会的、法的なルールが必要じゃないかと。

ソニーの盛田さんと日本共産党の立場とは違います。違うけれども、こういう問題では少なくとも、こういう、私はこの限りにおいては全く同感であります。こういう考え方について、大臣はどうふうに考えておられるでしょうか。

○国務大臣(小池百合子君) 盛田さんは、そういつた、非常にその当時からもう先見的に物を見られておられた、そういうこと、それを背景とした発言だと思います。

○政府参考人(小島敏郎君) 事業者の自主行動計画というものは業界単位でやつております。今回の推進が図られて、産業分野の排出削減目標の達成は可能になるというお考えでしょうか。小島さんで結構です。

もちろん、掲げたことをソニーがその後やつているかどうかは全く別問題でけれども、一応、少なくとも企業の社会的責任の必要性について、

例えば労働者の給料が安過ぎる、労働時間短縮するふうに思っております。

投資の面でも、SRIという形で社会的責任をしっかりと果たしているところについての株価がより上がるということは、これはむしろ追い風になります。

○市田忠義君 ヨーロッパのある国では、企業の社会的責任を担当する省があつて、特別の大臣まで置かれているという国もありますし、地域経済にどれだけ貢献しているか、雇用を守るためにその企業がどれだけの努力をしているか、環境を守るためにどういう努力をしているかという格付をやって、今大臣おつしやったように、そういうことをきちゃんとやっている企業の方が言わば市民から支えられて発展するんだとという点で、大臣、この積極面を述べられましたので、私はその点では同感で、そういう立場で環境省が積極的な努力を行つていただきたいというふうに思います。

時間がなくなりましたが、目標達成計画の中にも法の改正が明記されて、今回改正案が提案されている温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度ですが、この改正で日本経団連の自主行動計画の推進が図られて、産業分野の排出削減目標の達成は可能になるというお考えでしょうか。小島さんで結構です。

○政府参考人(小島敏郎君) 事業者の自主行動計画というものは事業所単位で報告を求めますけれども、事業者ごとに、企業ごとにその排出量を公表するということを考えております。経団連の傘下の企業だけでなく、更にそれ

よりも広がりを持ったところでの制度の導入といふことでございます。

○政府参考人(小島敏郎君) 自主的な取組の最初は、まず自分の事業所、会社からどれだけの温室効果ガスが出ているかといふことをしっかりと計算をして把握することから始まると思いますので、そういう意味では、そういうことを始めるこの制度は自主的な取組の前進に寄与をするというふうに思っております。

○市田忠義君 報告は義務付けるそうでされども、公表は事業所ごとにやらないんですか。

○政府参考人(小島敏郎君) この制度は、行政情報の公開、あるいは既存の前例と私どもいたしておりますP R T Rというようなものを参考にいたしまして情報を扱うということをございますので、報告をしていただく情報とそれから公表をする情報、それから開示請求に基づいて開示をする情報、この間の情報の整理をいたしました。

基本的には、P R T Rに倣いまして、情報の開示請求とその開示というものが開示請求者の便宜になるよう、電子情報としてこれを整理するという仕組みをこの法律の中にビルトインしております。これはP R T Rと同じような仕組みでございます。

○市田忠義君 開示請求すれば、事業所ごとにも

公表するわけですね。開示請求をすれば当然。

○政府参考人(小島敏郎君) 秘密に係る事項を除きまして、報告書をされた情報を提出をいたします。

事業所ごとにも開示をいたします。

○市田忠義君 じゃ、P R T R法で開示請求といふのは大体どれぐらい行なっているか分かりますか。——いや、分からなかつたらしいです。こつ

ちが言いましょう。

四万一千七十九事業所に対して、年間四百二十七件なんですね。非常に少ない。だから、わざわざ開示請求要求しなくとも、やっぱり削減効果を上げるためにきちんと報告させるということをやるべきじゃないですか。例えば、E Uなんかも原則公開になっているわけで、そういう企業秘密云々じゃなくて、事業所ごとに開示請求しなくても、せっかく報告求めるんだつたら、公表というか公開するのがやっぱり削減効果を上げる上で重要だと考えるんですが、いかがでしょか。

○政府参考人(小島敏郎君) 自主的な削減の取組は、企業におきましては企業の意思決定として通常行われております。もちろんそれを実行するというの工場単位ということでの事業所というところでございますが、それぞれの企業、事業者の自

主的な取組の促進をするということからすれば、公表というのは企業単位で名寄せをして政府の方で公表するということでの法律の趣旨は達成を

するというふうに思つております。

ただ、行政情報公開法で情報公開いたしますと、コピーだといろいろ大変で非常に負担が掛かるということで、磁気ディスクによってその対応をするということにしておるわけでございます。

○市田忠義君 終わります。時間ですから。

○委員長(郡司彰君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

平成十七年五月二十六日印刷

平成十七年五月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P